

令和6年度運営方針・事業計画

自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

執行日：令和6年3月6日

社会福祉法人 愛恵協会

運営方針

中・長期計画基本方針の改定から3年目を迎え、より着実な実践を行うことで、地域の皆様と協力して公益的事業に取り組むという社会福祉法人の使命を果たし、協会の信頼性を高めます。又、それを担う職員がプライドを持って活動できる職場環境づくりにも努めます。

事業計画

- 1、 地域交流のシンボルである「なかしばエリア」を活用しながら、更なる発展を目指します。
- 2、 障害者のみならず、児童や生活困窮者等にも対応した支援体制を充実させます。
- 3、 自己評価や第三者評価の仕組みを積極的に取り入れ、福祉サービスの質と透明性の確保に努めます。
- 4、 持続可能な農福連携を推進します。
- 5、 働きやすい職場づくりに全職員が取り組みます。

令和6年度 生活保護部門 運営方針・事業計画

令和6年3月6日

生活保護部門

末崎 彰規

<運営方針>

愛恵園・愛恵園授産所・岡崎市生活困窮者等支援事業・ぷらっとホーム・セブンハウスにおいては、多機能型生活保護施設として福祉事務所、ハローワーク等の関係機関との連携を通じて、その機能を発揮します。そして地域から必要とされる社会資源になることを意識して行動します。

<事業計画>

1 愛恵園

利用者の権利擁護を推進し、個別支援計画に基づいて職員共通認識のもと支援を行います。また各種委託事業や通所事業・居住支援事業・公益事業を通じて様々な状況に置かれている対象者への支援にも取り組みます。

2 愛恵園授産所

就労支援のほか家計相談等も含めた生活支援にも取り組みます。また農業体験を通じて就労支援を行うとともに、法人内の他事業所と協働することによって生活困窮者と障がいを持つ者との相互理解や新たな自主製品開発に取り組みます。

3 岡崎市生活困窮者等支援事業

生活困窮者自立相談支援、就労準備支援及び被保護者就労支援を展開し、岡崎市と連携しながら課題の洗い出しから活用できる施策の展開まで、関係機関と協力し相談者の自立を目指します。

4ぷらっとホーム

地域住民の一員として、関係事業所と連携を図りながら、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活が継続できるよう支援します。

5セブンハウス

行政等からの緊急一時宿泊の受入要請及び法人内事業所を利用中の方の生活能力の向上等を目的として支援を行います。

令和6年度 多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園
運営方針・事業計画

<運営方針>

コロナ禍による生活様式の変化や経済的困窮に加え、社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し必要な地域資源となるよう取組みます。また施設機能を発揮して積極的に生活困窮事業に関わり地域貢献を目指します。

<事業計画>

- (1) 多機能型生活保護施設として、社会が支えるべき人々に寄り添いながら、関係機関と協働し希望する生活に移行出来るよう取組みます。
- (2) 利用者の円滑な地域移行が達成できるよう、障がいや社会性の意識が低い利用者など、個々の特性に応じた支援を行うため生活力の向上を図るプログラムの導入やセブンハウスを活用して支援力の向上を図ります。
- (3) 利用者の権利擁護を図りながら、個別支援計画に基づく面談を通じて、支援の透明性や信頼性を高めることに努めます。
- (4) 各種委託事業や保護施設通所事業・居住支援事業等、重層的な支援を通じて、安定した地域生活の継続を図ります。
- (5) 地域の各種団体活動への参加、地域食堂としてのこども食堂や福祉避難所としての機能を通じて、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行います。

令和6年度 岡崎市生活困窮者等支援事業
運営方針・事業計画

【運営方針】

新たに住まい支援事業を受託し、今後も継続して受託する生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業及び被保護者就労支援事業を実施するにあたり、相談者の意向を十分に把握するように努め、相談者自身が満足できるような支援に努めるため、岡崎市役所担当課及び関係機関と連携していくなかで課題を挙げ、必要な施策に繋げることができるように取り組みます。

【事業計画】

1. 相談者の立場を踏まえ、課題の把握に努めます

相談者のアセスメントに取り組むことで、課題把握に努め、把握した課題を踏まえ、活用できる制度や関係機関に繋げることができるように取り組みます。

2. 就労支援の実施により生活の構築を目指します

生活困窮者において就労を希望する相談者に対して、就労サポートセンター等の関係機関と連携し、就職に繋げるだけでなく、長期間就労に繋がらず、今後、生活困窮に陥る可能性のある相談者に対し、活動の場、職場体験の機会を提供することで、生活困窮に陥らない生活を構築できるように取り組みます。

生活保護受給者においては、愛恵園授産所等の関係機関と連携し、就労に繋がるように支援するだけでなく、就労に繋がらない方に対して、活動の場、職場体験の機会を提供し、必要に応じて、医療や福祉サービスなどに繋げることに取り組みます。

3. アウトリーチの実施により相談の幅を広げます

岡崎市役所に来庁困難な相談者に対し、訪問などにより出向いて支援に繋げることで、より多くの相談者のニーズを拾い上げるだけでなく、生活困窮者の早期発見に努め、支援方法の幅を広げることができるように取り組みます。

4. 住まい支援事業及び住居確保給付金など住居確保のための事業を実施します

住居に課題を持つ相談者に対し、関係機関と連携し取り組み、課題解決に繋がるように取り組みます。

5. 職員の資質向上を目指します

研修や関係者会議に積極的に参加する機会を持ち、相談技術の研鑽や相談支援のための知識獲得を目指します。

令和6年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画

<運営方針>

国の生活保護受給者数は減少しているものの依然受給者数は202万人を超えており、受給世帯は増加に転じ165万世帯、保護申請件数は6%と急増している。またコロナ禍により、生活困窮に陥る方の相談も増加し、第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援法の取り組みが重要視されている。岡崎市においても保護申請件数が急増しており、傷病者、障害者、母子、その他世帯に対して愛恵園授産所が自立支援の一翼を担うべく取組んで参ります。

<事業計画>

- (1) 農福連携の取り組みとして、自主農業や自主製品作成を通じて利用者の、やりがいや就労意欲喚起を図り、法人内の他事業所と交流・協働し生活困窮者や障がいを持つ人との相互理解の機会を図ります。
- (2) 多機能型生活保護施設として更生施設 愛恵園や岡崎市生活困窮者自立支援事業と連携し施設機能を活用した生活支援・就労支援に取り組めます。
- (3) 個別支援計画に基づいて、生活保護就労相談員やケースワーカーをはじめとした関係機関との連携を深め、就労意欲の向上、就労継続や生活習慣の改善及び家計相談等の支援を行います。また、愛恵園授産所の機能を関係機関にアピールし、利用者確保に努めます。
- (4) 農業の六次産業化を推進し、継続的かつ計画的な授産活動の構築と販路の十分な活用を目指します。
- (5) 防犯ボランティアや子ども食堂等との連携を図り、地域貢献に努めます。

令和6年度 ぷらっとホーム運営方針・事業計画

〈運営方針〉

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員として地域の活動に参加して行けるよう支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連携調整、生活相談等の支援を行います。

〈事業計画〉

- (1) 利用者の個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 退所・入所を効果的に行い有効利用を図る。
- (3) 定期的な訪問・MT等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、地域行事への参加を行う。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行う。

令和6年度 セブンハウス(公益事業)
運営方針・事業計画

<運営方針>

中期計画である「第7宿所エリアの再活用を計画的に検討します」の実現のため第7宿所を活用して公益的な取組を推進します。

愛恵協会では「地域のニーズの把握に努め必要な公益事業を実施しながら、地域生活課題の解決に向けた支援体制の整備を図ります」及び「生活保護施設は多機能型として被保護者のみならず、地域の生活困窮者を含め地域支援体制を整備し、生活の支援・就労支援等に取り組む、三河地域の拠点を目指します」と長期計画に示されており、これらを踏まえて事業を展開します。

<事業計画>

1 名称、開始時期及び場所

- (1) セブンハウス
- (2) 令和6年4月1日運用開始
- (3) 岡崎市舞木町字小井沢 17 番地 愛恵園寄宿舍
(1階部分 107.20 m²を宿所として活用)

2 利用対象者

- (1) 愛恵園、生活訓練事業所あい、あいけいホームの利用者及び必要とする愛恵協会関係者。
- (2) 自治体からの緊急一時宿泊要請者。

3 宿泊訓練

- (1) 地域生活に向けて、一人暮らしに近い環境で生活能力の活用を図ります。
- (2) 訪問や面談によって生活状況の確認を行い、訓練の成果を把握します。
- (3) 計画的に利用を推進します。

4 緊急一時宿泊

- (1) 自治体等からの要請に柔軟に対応します。
- (2) 緊急一時宿泊の生活状況の確認を行い、自治体等と連携します。

5 建物の維持管理

- (1) 必要備品の整備を行います。
- (2) 消防設備保守点検など住環境の維持を定期的に行います。
- (3) 2階部分(107.20 m²)は利用者等の物品の保管場所として活用します。

令和6年度セルフ生活介護部門 運営方針・事業計画

令和6年3月6日
セルフ生活介護部門
鈴木慎二郎

<運営方針>

セルフ・生活介護部門においては、利用者の確保や利用率の向上に努めます。生活介護事業では、安心して過ごせる場の提供を行い、プログラムの充実に取り組みます。就労継続支援B型では、目標工賃達成に向けて活発な授産活動を行い、農業関連事業による社会参加を推進していきます。これを担う職員が継続して働きやすい職場を構築していきます。

<事業計画>

1 愛恵ワークス

サービス自己評価を行い、虐待防止・身体拘束適正化研修を実施します。平均工賃目標月額 15,000 円を目標決定します。持続可能な農福連携事業として、地域の米農家と連携し、米菓子の製造販売を進め、畑の活用を図ります。

2 舞木ワークス

福祉サービス第三者評価を受審し、客観的な評価に基づき振り返りをおこないます。自主製品「舞木の芋きり」を 400 袋製造、販売する為、さつまいもを栽培します。平均工賃月額 16,000 円以上を目標設定します。

3 ステップやまなか

福祉サービス第三者評価の結果を基に改善を進めます。利用者の利用満足度を高め、新規利用者の確保や利用率の向上に努めます。平均工賃月額 30,000 円を目指します。

4 多機能事業所てんじん

生活介護では、サービス管理責任者は新規利用者の確保(5名増)に努めます。主任は1日の目標利用人数(21名)として、通所の促しなど利用率の維持・向上に努めます。就労継続では、平均工賃月額 26,000 円支給に努めます。自主製品販売事業の収益を伸ばします。

令和6年度 愛恵ワークス 運営方針・事業計画

1 運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者にとって過ごしやすい事業所である為、支援を通じて信頼関係を築き、職員一同が個別支援計画に基づいたサービス提供ができる様、職員の資質向上と育成に取り組む、あわせて働きやすい職場づくりに取り組みます。また、建物の老朽化による事業のあり方を検討します。

2 事業計画

- 1, 利用者が安定して通所できるよう、面談と訪問を通じて利用者理解に努め、適切なサービスに管理と支援をおこないます。ヒヤリハット対策、サービス自己評価を行い、虐待防止・身体拘束適正化研修を実施します。
- 2, 授産収入年間 750 万円(自主製品売上 250 万円)を目標とし、利用者の働く力を発揮できる作業提供を行います。
- 3, 祝日プログラムを計画してスポーツ、レクリエーション、食事や買い物等の機会を設けます。
- 4, 利用者の収入向上のため、平均工賃目標月額 15000 円を目標決定します。
- 5, 持続可能な農福連携事業として、地域の米農家と連携し、米菓子の製造販売を進め、畑の活用を図ります。

令和6年度 社会就労センター 舞木ワークス運営方針・事業計画

<運営方針>

就労継続B型事業は利用者が働く力を発揮できる支援、生活介護事業は社会参加の機会を提供する支援をおこない、利用者が元気に通所できる施設作りに努めることで事業の安定を図ります。利用者が安心、安全、納得して通所できるよう、必要な設備修繕をおこない、職員は対人援助技術を発揮し、適切な支援を提供します。

<事業計画>

1. 利用者が安定して通所できるよう、面談と訪問を通じて利用者理解に努め、適切なサービス管理と支援をおこないます。第三者評価を受審し、客観的な評価に基づき振り返りをおこないます。
目標通所率:就労継続支援 B、生活介護ともに100%
2. 授産収入年間800万円(自主製品売上40万円)を目標とし、利用者の働く力を発揮できる作業提供をおこないます。また、祝日にスポーツやレクリエーション等、余暇の機会を設けます。
3. セルフ部門で協力し畑作業を推進します。自主製品「舞木の芋きり」を400袋製造、販売する為、さつまいもを栽培します。あいけい市では毎月1万円の売上を目標とします。
4. 利用者の収入向上の為、平均工賃月額16,000円以上を目標設定します。
5. 日々のプログラム充実に加え、年間3回の特別プログラムを企画し、利用者对社会参加の機会を提供します。また、保護者がプログラムに参加できる機会を提供し、保護者との相互理解に努めます。

令和6年度ステップやまなか運営方針・事業計画

<運営方針>

就労継続支援(B)型事業所として工賃の向上、職業準備支援を含む就職活動、社会資源を活かした余暇活動等、利用者個々のニーズに沿った個別支援計画の作成により支援を実施します。

また当事者活動である委員会の活性化により、利用者の意見を取り入れて活動に取り組みます。授産作業については、取引先との情報共有に努めて安定した作業確保を意識します。

働きやすい職場環境を作るため、職員同士はコミュニケーションを円滑にします。令和5年度に受審した福祉サービス第三者評価結果を基に改善を進めます。

<事業計画>

- 1 利用者の利用満足度を高め、新規利用者の確保や利用率の向上に努めます。
 - ・利用者個々に応じた働き方を支援します。
 - ・支援方法のマニュアル整備を行います。
 - ・余暇活動として四半期ごと行事の開催をします。
(小グループ活動を取り入れます。)
- 2 平均工賃月額3万円を目指します。
 - ・授産収支を毎月把握し、取引先と情報共有に努め、積極的に作業を受注します。
 - ・新規授産の獲得に向けて、営業活動を行います。
 - ・食材加工の設備を活かし授産収益を増やします。
- 3 なかしばエリアで環境整備を行い、地域交流をします。
 - ・環境整備(隣地境界の草刈りやごみステーションの清掃)
 - ・地域住民との交流(広場や駐車場貸出・行事の開催)
 - ・将来施設建設の内容を具体的に描きます。
- 4 持続可能な農福連携を推進します。
 - ・あいけい市での総売り上げ5万円を目指します。
 - ・農産物の販売額を授産売り上げの5%を目指します。

令和6年度 多機能事業所てんじん運営方針・事業計画

運営方針

生活介護事業は、介護技術の更なる向上やプログラム活動の充実を図り利用者の確保に努めます。就労継続B型事業は、自主製品販売事業の収益改善を目指します。また利用者・職員が目標に向かって活動する施設を作ります。

事業計画

就労継続支援B型

(1)利用者支援の充実に努めます。

○ニーズの聞き取りや保護者面談・家庭訪問等により支援計画を作成します。

また支援計画を職員で共有します。

○平均工賃月額 26,000 円支給に努めます。

○体験利用を積極的に受け入れ、利用者確保を図るとともに、通所率の向上にも取り組みます。

(2)自主製品販売事業の収益を伸ばします。

○弁当製造事業の収益確保の為、収支分析を基に活動します。

○しいたけの栽培・販売を確実にを行い、収益を確保します。

○積極的に農業活動に関わり、自主農産物を活用します。

○新規自主製品の商品化を図り、売り上げの向上を目指します。

生活介護・日中一時支援事業

(1)利用者の定員確保に努めます。

○サービス管理責任者は新規利用者の確保(5名増)に努めます。

(2)利用率の向上に努めます。

○主任は1日の目標利用人数(21名)として、通所の促しなど利用率の維持・向上に努めます。

(3)安全安心な介助やサービスの提供をします。

○生活支援員は、初任者研修などの資格取得に努め、個別の介助方法を共有します。看護師は医療的ケアを行います。理学療法士は医師と連携してリハビリを提供します。

○個々の特性に応じた給食や入浴を提供します。

(4)社会参加や地域交流を促進します。

○生活支援員は小グループでの社会参加や実習生の受入を促進します。

○農業活動を活かしたプログラムを行います。

(5)組織力の強化に努めます。

○管理者は、積極的に採用・人材育成をすすめます。

令和6年度 生活訓練部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

生活訓練部門では、利用者一人ひとりの「あたりまえの生活」が実現できるよう公益事業も含めた幅広い活動に取り組むよう努めます。法人内外の関係機関と重層的な支援を提供することで、「誰一人取り残さない」を実践し、地域に信頼してもらえる事業運営に努めます。

<事業計画>

1. 生活訓練事業所あい

精神科病院からのニーズを中心に、地域の幅広いニーズ(生活困窮、矯正施設等)について「誰一人取り残さない」を実践できるよう努めます。昨年度の大規模修繕工事(外壁、屋上)に続き、内部の修繕を計画的に進めていきます。

2. あいけいホーム

新規利用者及び退所者(地域移行)の入退所を計画的に実施し、切れ目ない地域生活支援に取り組みます。第三者評価の受審を行い、支援の質の確保や体制の見直し・整備を図ります。

3. おたまじゃくし

引き続き、地域で暮らす利用者に、「余暇」を充実してもらうためのサービス提供(行動援護、移動支援、通院等介助)を積極的に行います。法人内外の重層的な連携を意識し、必要な方に余暇支援が提供できるよう情報発信に努めます。

令和6年度 生活訓練事業所あい 運営方針・事業計画

(宿泊型自立訓練事業・生活訓練事業・短期入所事業・日中一時支援事業・自立生活援助事業)

< 運営方針 >

市内で唯一の宿泊型自立訓練事業所であることを意識し、利用者主体のチーム支援・生活リハビリテーションが提供できるよう励みます。精神科病院からのニーズだけでなく、幅広いニーズを把握し、「誰一人取り残さない」を意識し柔軟に対応していく体制を継続します。地域で信頼してもらい、必要とされる事業所であり続けるため、公益的な取組も意識しながら安定した事業所運営に努めます。

< 事業計画 >

1. 充実した支援による運営の安定化

充実した支援を提供することで、利用者が安心感を継続できるように事業を展開する。法人内外との連携を通じて三河地域の精神科病院を中心にサービスニーズを把握し、高水準の利用率維持に努めることで運営を安定化させる。

2. 利用者自身の退所後の希望する生活を踏まえた支援体制の構築

- ・事業所見学や体験利用の期間等、利用開始前から、退所後の生活の希望も含めて、利用者及びその周囲のアセスメントを計画的に行い、評価を実施する。
- ・利用者自身の希望及びアセスメントを踏まえ、個別支援計画は利用者自身が分かりやすい言葉で作成する。
- ・定期的に個別支援計画の見直しを行い、内容を職員全体で共有し、計画に基づいたサービス提供を徹底する。
- ・利用開始後、3ヶ月で見直し、その後3ヶ月毎にモニタリングを実施し、必要に応じた支援計画の見直しを行う。
- ・日常生活自立支援事業や自立生活援助等の支援を活用し、相談支援事業所等と連携しながら地域の社会資源へつなげていくことを意識していく。

3. 利用者主体のチーム支援におけるインフォーマル(家族・親族等)社会資源の活用

- ・利用者家族への積極的な関わりを意識し、合わせて当事者活動(OB・OG 交流会)を開催する。

4. 職員は専門職として自己研鑽を行い、資質を向上させる

- ・中堅職員以上は OJT を意識し、新規配属職員等の人材育成に取り組む。人材育成における事業所課題があれば全職員で共有して解決を図っていく。
- ・研修や会議等に参加し自己研鑽を行う。研修や会議等の内容について職員間で共有し、普段の業務に活かせるように取り組む。事業所内研修を定期的に開催していく。
- ・定期的な職員面談によるスーパービジョンを実施し、普段の業務の振返りを行うことで、より良い支援に繋がるように取り組む。
- ・各種業務の標準化をICT等活用しながら進めていく。

5. 地域の福祉ニーズに対応し続けるためのハード(建物)・ソフト(運営)の見直し

- ・当事業所が「働きやすい職場」であり続けるため、各種業務の標準化をICT等活用しながら進めていく。
- ・生活訓練事業所あいの建物修繕について、建物内の修繕必要箇所を検証し、修繕を計画する。

6. 短期入所事業・日中一時支援事業・自立生活援助事業の適切な運営

- ・3つの事業を活用しながら、利用者が地域で安心して生活が継続できるよう支援に取り組む。
- ・短期入所事業では緊急時の一時受入れや、重度身体障がい者の受け入れを継続して取り組む。

令和6年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ
運営方針・事業計画

運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行います。また、日々の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指します。支援者も地域で信頼してもらえる事業運営に努め、相手の立場に立った支援をチームで展開していきます。

事業計画

1. 第三者評価を受けるもしくは地域連携推進会議の開催を行い、グループホームを安心して利用できるよう、支援の質の確保や体制の見直し・整備を図る。
2. 個別支援計画に沿った支援の実施とクラウドやスタッフミーティングを活用して支援計画の共通認識を図る。また、定期的なモニタリングを行い、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ計画の評価・見直しを実施する。
3. 社会参加の一環として、建屋ごとに地域行事への参加や季節行事、余暇活動等の活動を支援する。
4. グループワークを意識した建屋ミーティングや個別面談（管理者面談・サービス管理者面談・ケース担当者面談）、非常勤職員打合せを定期的に行い、互いに支え合う共同生活を目指す。
5. 施設、事業それぞれの適切な財務管理及び利用者金銭管理に努め、利用者・職員がより信頼・安心できる事業運営に繋げていく。

令和6年度 おたまじゃくし運営方針・事業計画

〈運営方針〉

地域で暮らす障がい者・障がい児に対し、個々のニーズに合わせた居宅介護サービス(身体介護・家事援助・通院等介助)の提供をおこない、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して生活するための支援をおこないます。また行動援護や地域生活支援事業(移動支援)の利用を促進し、障がい者・障がい児の余暇活動の充実に努めます。地域で信頼してもらえる事業所運営を心掛け、引き続き各種関係機関等と連携していきます。

〈事業計画〉

1. 利用者やそのご家族、関係機関のみなさまと現状と希望の確認をし、地域で安心して生活ができるよう支援します。
2. 法人内外の研修や市の主催する事業所部会に参加し、月 1 回おこなうミーティングにて情報の共有をおこないます。
3. 法人内の他施設や各種関係機関と定期的に情報交換をおこないます。そしてサービス提供を必要とする利用者を把握し、実際の支援につなげます。
4. 各種感染症について、利用者へのサービス提供に支障がないように、また、職員も引き続きの感染対策をおこない、安全に支援します。

令和6年度 相談部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

相談部門では、支援を必要とする利用者が地域で安心して生活・就労・余暇活動が行えるように、法人内の事業所や地域の関係機関と協力し、地域から信頼される相談支援体制作りにも努めます。また、利用者が楽しく取り組める活動を企画・運営し、利用者同士の交流や余暇活動の充実を図ります。

<事業計画>

1. 生活支援センター山中

利用者の様々なニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携し、支援力の強化、ネットワーク作り、福祉サービスの質の向上に向けた体制作りにも努めます。また、利用者が楽しく、継続的に参加できる活動の企画、運営及び安心して利用できる居場所の提供に努め、利用者の余暇支援の充実を図ります。

2. 西三河障害者就業・生活支援センター輪輸

障がい者の法定雇用率の改正を受け、新規受け入れ企業の開拓を進めつつ、相談から就職までの円滑な支援とその後の定着のため、登録者や企業への丁寧な対応、関係機関と連携の取れる体制作りを図ります。また、「働く仲間の交流会」「ピアサポート活動」を計画し、登録者同士の交流や余暇支援を図ります。

令和6年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画

<運営方針>

相談支援事業では、利用者の様々なニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携し、支援力の強化、ネットワーク作りに努めます。また、関係する福祉サービス事業所と関わる機会を増やし、福祉サービスの質の向上に向けた体制作りに努めます。

地域活動支援センター事業では、利用者が楽しく、継続して参加できる活動の企画、安心して利用できる居場所の提供に努め、利用者の余暇支援の充実に努めます。

<事業計画>

1. 事業所内及び関係機関と情報共有、ケース検討、チーム支援の機会を増やし、相談支援体制の質の向上を図ります。
2. 利用者・家族の意向を丁寧にアセスメントし、利用者主体のサービス等利用計画の作成に努めます。利用者の意向を関係機関と共有し、支援に取り組みます。
3. 利用者の意見を取り入れたプログラムの企画、運営及び誰もが安心して利用できる居場所の提供に努めます。
4. 事業所内でのOJTや勉強会及び研修参加や資格取得に積極的に取り組み、職員の資質向上を目指します。
5. 報告・連絡・情報共有を確実にいき、職員同士が補い合える職場環境作りに努めます。

令和6年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

運営方針・事業計画

【運営方針】

障害者の法定雇用率の改正を受け、新規受け入れ企業の開拓を進めつつ、障害者の相談から就職までの円滑な支援とその後の定着のため、登録者や企業への丁寧な対応と、関係機関と連携の取れる体制作りを図ります。

コロナ禍の中でも登録者の皆さんが安心して参加できるような企画をし、登録者同士の交流や余暇支援を図ります。

【事業計画】

1. ハローワーク岡崎とのチーム支援を強化し、求人情報や登録者情報の共有、同行訪問をおこない、実習・就職につながるよう支援します。
2. 愛恵協会をはじめ登録事業所への訪問を充実させ、障害者の安定雇用に努めます。
3. 圏域である岡崎市・幸田町に限らず、関係機関・特別支援学校との連携を継続的におこない、登録者の情報共有・協力支援に取り組みます。
4. 愛知県障害者就業・生活支援センター連絡協議会（アイネス）や障害者職業センターの研修を活用し、就労支援の情報収集や研修参加に努めます。
5. 例年実施している『はたらく仲間の交流会』、『ピアサポート活動』を計画し、登録者の交流の場を提供します。

<運営方針>

幸田町の福祉計画と法人の理念、計画の双方を鑑み、幸田町及び関係機関との協働を意識した職員体制の整備、運営に取り組みます。

<事業計画>

1 地域活動支援センターつどいの家(指定管理)

当事者主体の話し合い場やプログラム活動の提供に努めます。また、利用者の要望を反映し利用満足度の向上につながる支援と事業の普及啓発に取り組みます。

2 つどい作業所(指定管理)

障害福祉サービス事業所として個別支援計画を尊重した適切な援助技術の習得により、信頼の向上に努めます。また、指定管理事業者として環境の維持に努めます。

3 生活支援センターこうた

福祉サービス利用援助や社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援等に取り組みます。また、ひきこもり等の担当支援機関が明確になっていない対象者や指定相談業務において、断らない相談支援体制を幸田町地域を一つのチームと位置付け連携強化のもと構築に努めます。

4 幸田町障害者基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制強化、権利擁護や虐待防止等に取り組みます。

5 幸田町生活困窮者自立相談支援事業

伴走型支援を意識し各関係機関との連携を重視した相談支援体制の整備、個別の課題に応じた就労支援プログラムや子どもの学習支援のプログラムの確立に努めます。

6 宿泊型自立支援施設みらい

将来的な福祉サービスの活用の促進のため当事者及び保護者との交流の場を開催し啓発普及に努めます。

令和6年度 つどいの家 運営方針・事業計画

<運営方針>

幸田町より指定管理事業者として、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行います。

<事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った(余暇活動プログラム・地域交流活動)サービスの提供に努めます。
- 当事者、職員との月一回、意見交換会を開催し利用者の満足度の向上につながる環境作りに努めます。
- 利用者の声が反映されたプログラムを1講座確立します。
- 利用者が必要なサービス提供が円滑に行えるよう幸田町の各関係機関との連携を意識した啓発普及活動に取り組みます。

令和6年度つどい作業所 運営方針・事業計画

1運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画を念頭に多機能型事業所として生活介護事業・就労継続支援(B)型事業ともに個別支援計画に基づいたサービス提供を適切な援助技術のもと安全に支援に取り組みます。

2事業計画

◎事業内容の充実

■共通事項

- ・指定管理事業者として月一回職員は環境整備に取り組みます。
- ・内外部の研修会を活用し、職員の援助技術の向上に努めます。
- ・PDCAを意識した個別支援計画の充実をケース会議及び日々の記録の記入をもとに取り組みます。
- ・事業の理解のもと、ヒヤリハット検討を行います。

■生活介護

- ・エンパワメントの視点を持ち、興味をもって自ら取り組める社会参加活動を月一回実施します。
- ・利用者の理解、把握に努め、一人一人の特性に合った団体活動への参加ができる場作りに取り組みます。
- ・利用者の把握など勉強会を実施し適切な介護技術の習得に努めます。
- ・月二回のリハビリ講座に参加し作業療法、理学療法との連携に取り組みます。

■就労継続

- ・就労活動が継続できる環境の維持に努めます。
- ・椎茸栽培の拡大ができるよう一年を通し栽培から販売までのサイクルの確立に利用者、職員がともに取り組みます。
- ・椎茸作業の収穫高を最盛期は1ヶ月あたり250袋の出荷量を目指します。
- ・花苗栽培に取り組める準備を利用者、職員で取り組みます。
- ・月一回、利用者全体ミーティングを開催します。

令和6年度 生活支援センターこうた 運営方針・事業計画

<運営方針>

総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制強化、権利擁護や虐待防止等に取り組む「幸田町障害者基幹相談支援センター事業」と、福祉サービス利用援助や社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援等に取り組む「幸田町障害者相談支援事業」の2本柱を中心に、幸田町を1つのチームとして捉え、関係機関と連携し、「共に支え合い、共に地域で元気に暮らす 福祉のまち・幸田」の実現に寄与していきます。

職員が自身の役割を理解し、考え、スケジュールを組み立てて業務に取り組めます。また、必要な能力を獲得するための自己研鑽に励み、課題解決力を向上させることで、質の高い支援が提供できるように努めます。

<事業計画>

① 幸田町基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行います。また、地域の相談支援体制の強化に取り組めます。

障害者等に対する虐待防止や差別解消を推進するための取り組みを行います。

幸田町地域総合支援協議会の運営支援や専門部会の事務局を通じて、障がい者等への支援体制の整備・強化を図ります。

ゲートキーパー養成や普及啓発活動、自殺対策推進協議会の運営支援等を通じて、「ともに生き いのちを支えあうまち こうた ～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～」の実現に寄与していきます。

ひきこもり家族が社会から孤立することを防ぎ、同じ困難を抱える家族の相互理解や情報交換等を目的とした、ひきこもり家族のつどいを運営します。また、幸田町福祉課や相談支援事業所等と連携し、ひきこもり家族のつどいを必要としている方に周知できるように働きかけます。

② 幸田町障害者相談支援事業委託業務

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等を行います。

幸田町地域総合支援協議会の専門部会の運営や参加において、日頃のケースワークを通じた障がい者等への支援体制の課題や解決方法の提案を行います。

近年注目を浴びる8050問題に代表されるようなひきこもりの方等、担当支援機関が明確になっていない対象者においても、関連機関と連携して支援していきます。

精神科入院者に対して、精神科病院等と緊密な連携を図った上で、本人が希望する生活への実現に向けた支援を行います。

③ 共通事項

相談支援員又は相談支援専門員として求められている役割を理解し、必要な研修や講演会等に積極的に参加し、課題解決力の向上に努めます。PDCA サイクルを基本とし、自身で考え、行動し、対応に責任を持つことができる、自立した職員を目指します。

令和6年度 愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業 運営方針 事業計画

<運営方針>

愛知県の委託を受け、生活困窮者自立支援法に基づく支援を幸田町内で展開するにあたり、昨今のコロナ渦の背景を理解し相談者の意向を十分に把握するよう努め、愛知県との協働により課題の洗い出しから活用できる施策の展開まで、関係機関と協力し相談者の自立を目指します。また、子どもの学習・生活支援事業においては、貧困の連鎖を防止するための方策として、生活保護または生活困窮世帯の児童に対し、学習から生活環境にわたって見守り、対象世帯の自立を目指します。

<事業計画>

○生活困窮者自立相談支援事業

1. 自立相談支援

課題を抱え社会的に孤立しがちな相談者に寄り添い、地域等との繋がりを広げます。地域へ繋げた後も緩やかな見守りを続け再び相談者が課題を抱えた場合は早急に繋ぎ直す伴走型支援を実践します。また、生活の困窮状態にある、またはその可能性がある状態にも関わらず支援に繋がっていない対象者を掘り起こし、働きかけ、自立の促進を図ります。目標値：訪問件数(5件/相談員1週当たり)

○就労準備支援事業

2. 就労支援・就労準備支援

一般就労が目指すべき自立と判断された場合、支援対象者の置かれた状況を踏まえハローワーク等関係機関と連携し支援に取り組みます。また、長期離職で就労意欲が低下している方にはインターク・アセスメントを基に個別の就労支援プログラムを通して就労意欲の喚起を行います。目標値：就職件数(3件/年)

○子供の学習・生活支援事業

3. 学習支援

学校の宿題を中心に個々の程度に合わせた学習の支援を行い、子どもの安全を考慮し送迎も行います。生活困窮の原因となった家庭環境の状況について、SSWとの情報交換や子供の活動を通し把握すると共に早期解決に向けた支援に取り組みます。目標値：学習支援活動実施回数(8回/月)

○幸田町こども食堂事業

4. こども食堂

毎月第2土曜日の午後に「幸田町こども食堂事業」を継続して実施します。

令和6年度 宿泊型自立支援施設みらい 運営方針・事業計画

<運営方針>

将来、一人暮らし及びグループホームをはじめとした障害福祉サービスの利用を検討している方々に対し、宿泊体験の場、日中の活動後に過ごす場所の提供を行うとともにその利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な支援を行う。

<事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域との結びつきを重視し、幸田町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図ります。
- 内外部の研修の参加により職員の資質向上に努めます。
- 特別支援学校等就学中の障害児に体験の場を提供し、当事者、保護者の要望をもとに活動の場の方向性の検討に取り組みます。
- 幸田町住民に「幸田町宿泊型自立支援施設みらい」の周知とともに利用に繋がるべく啓発普及に努めます。
- 当事者及びその保護者の交流の場として年に3回交流会を開催します。